

慶長八年（一六〇三）

中馬場村年貢割付状（伊奈忠次）

当館寄託

中馬場石井明家二

【翻刻】

（端裏書）①

「慶長八卯

中馬場」

卯年可レ納御年貢わり付之事
うのとしおさむべきおねんぐ（割）つけのこと

（町）

一、上田 壺 丁七反五七 廿四歩 此取②十石五斗式升八合

六□③

一、中田 四丁六七十七壺歩 此取廿石三斗式升

五ツ

一、下田 八丁六七十八歩 此取③五石一斗七升二合

四ツ半

此内式反五七いミニそ④ニ引⑤
（井溝）

米合 六拾六石四升
こめあわせて

可レ納
おさむべし

一、上畑 壺町壺七六歩 此代⑥七百八文

七十文

一、中畠 壺町七反三七十八歩 此代八百六十七文

五十文

一、下畠 拾式丁壺反十九歩 此代壺費⑦六百八十二文

卅文

此内六町五反セき水いかり⑧ニ引
（堰）

一、屋敷 七反五七十五歩 此代七百五十五文

百文

永楽⑨合四貫十式文
えいらく

可レ納

右如レ此⑩相定上八、十一月廿日を切而可レ有二皆濟⑫、
もしそれをすぎぶさたにおいて けんせきをもって もうしつくべき ものなり よつて
若其過於二無沙汰⑬ハ、以二譴責⑭可二申付二者也、仍
くたんのことし

如レ件⑮

卯十月十二日 伊備前⑯（花押）⑰

中はんは
（馬場）

（姓）

名主・百性中
なぬし ひやくしやうちゆう

八潮市立資料館注
 ①端裏書：文書の右端の裏に書かれた文字。文書を折り畳むと端裏書が表になる。

②取：年貢額（米）。

③六□（ツ）：一反あたり六斗の意。「ツ」は欠損。

④いミそ（井溝）：水路。

⑤引：課税面積から控除する意。

⑥代：年貢額（錢）。

⑦貫：一貫＝一〇〇〇文。

⑧セき（堰）水いかり：洪水。

⑨永楽：永楽錢（永楽通宝）。中国明朝永楽帝の代（一四一二年）から鑄造された銅錢。日本に輸入されて通貨として流通した。

⑩如此：前述の通り。

⑪切而：期限として。

⑫皆済：年貢を完納すること。

⑬無沙汰：怠ること。年貢を滞納する意。

⑭譴責：厳しく催促すること。

⑮仍如件：書き止め文言。「そこで前記の通りである」の意。

⑯伊備前：伊奈備前守忠次（代官頭）。「伊備前」のように省略する記載は、「片名字」と呼ばれる。自分の名を片名字で記す場合は自分の方が尊いことを示し、相手を片名字で記す場合は相手を尊敬することを意味した。

⑰印：黒印。印文は「龍（竜）福（福）寶（宝）吉」。

※面積と米（容積）の単位は後掲。

【現代語訳】

(端裏書) (前掲注①参照)

「慶長八卯年(一六〇三)

中馬場」

卯年の納めなければならない年貢の割り付けの事

一、上田の面積は一町七反五畝二四歩 この年貢額は米で一〇石五斗二升八合 一反あたり六斗

一、中田は四町六畝一一步 この年貢額は米で二〇石三斗二升 一反あたり五斗

一、下田は八町六畝一八歩 このうち二反五畝は水路(「井溝」となっている)ので、課税面積から控除する。この年貢額は米で三五石一斗七升二合 一反あたり四斗五升

(田の年貢は)米で合計六六石四升を納めなさい。

一、上畑の面積は一町一畝六歩 この年貢額は錢で七〇八文 一反あたり七〇文

一、中畑は一町七反三畝一八歩 この年貢額は錢で八六七文 一反あたり五〇文

一、下畑は一町一反一九歩 このうち六町五反は水損地(「水いかり」となっている)ので、課税面積から控除する。この年貢額は錢で一貫六八二文(一六八二文) 一反あ

たり三〇文

一、屋敷は七反五畝一五歩 この年貢額は錢で七五五文 一反あたり一〇〇文

(畑・屋敷の年貢は)永樂錢(前掲注⑨参照)で合計四貫一二文を納めなさい。

この通り決定したので、十一月二十日までに年貢を完納しなさい。もし期日を過ぎて滞納した場合は、厳しく催促して完納を命じるものである。以上の通りである。

卯年十月十二日 伊奈備前守忠次(花押) ㊦

(㊦は前掲注⑰参照)

中馬場

名主・百姓中

参考 面積と米（容積）の単位

面積の単位

一町ちやう || 一〇反たん（段） || 約九九・一七ル（九九一七平方ル） ↓ ほぼ一畝

一反 || 一〇畝せ

一畝 || 三〇歩ぶ（坪） ↓ ほぼ一ル

一步（坪） || 六尺（二間けん）平方 || 約三・三〇六平方ル

※一間 || 約一・八一八ル

米（容積）の単位

一石 || 一〇斗と

一斗 || 一〇升しょう

一升 || 一〇合 || 約一・八トル